

YMCニュース



ぎおんのす

株式会社 吉田 経営
高橋雷太公認会計士事務所

〒892-0803 鹿児島市祇園之洲町5番 電話 (099) 247-5655 <http://www.k-ymc.co.jp/>

7月の税務

- ・ 6月分源泉所得税・住民税の納付 期限10日
- ・ 源泉所得税の納期特例の納付(1～6月分)期限10日
- ・ 5月決算法人の確定申告
- ・ 11月決算法人の中間・予定申告
- ・ 固定資産税第2期分の納付
- ・ 所得税予定納税第1期分の納付
- ・ 所得税予定納税減額承認申請 期限17日

8月の税務

- ・ 7月分源泉所得税・住民税の納付 期限10日
- ・ 6月決算法人の確定申告
- ・ 12月決算法人の中間・予定申告
- ・ 個人事業税第1期分の納付
- ・ 個人事業者の消費税の中間申告

9月の税務

- ・ 8月分源泉所得税・住民税の納付 期限10日
- ・ 7月決算法人の確定申告
- ・ 1月決算法人の中間・予定申告



撮影: 繁多良二

もくじ

● 税務情報	2
● 保険トピックス	4
● お客様紹介・Face	5
● つれづれ草	6

息飲動想(そくいんどうそう)



今年は早い梅雨明けが予想されており、桜島も活気をとりもどしています。暑く長い夏がもうそこまで訪れていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

弊社は今年で創業50年を迎えます。本年の「ぎおんのす」では、先代の吉田好治社長が大切にしていた言葉、想いをお伝えしています。

先代は仕事のみならず、社員の健康にも思いを馳せており、週末になると霧島でのハイキングやツボマッサーなど、健康維持への取り組みも実践していました。

「息飲動想」とは心とからだの健康法を4つの語にまとめたものです。先代の造語なのか、何がしかの引用かは不明ですがわが社の基準書にも記載されています。

「息」は呼吸法です。ゆっくり(12秒)口から吐いて、ゆっくり(8秒)鼻から吸う。これを継続することでエネルギー「気」が生まれるとのこと。先日、「ためしてガッテン」でまさにこの呼吸法が肺の機能を強化し、血圧の安定や肥満防止に効果があり、ストレスに強いからだを作ると放送されていました。

「飲」は食事です。なぜ、「食」ではないのかわかりませんが、暴饮暴食をせず、腹八分目にすること。偏食をせず、自然食をとることで血液がきれいになるとのことです。先日目にした書籍に、現在は世界の人口の30%が肥満と推計され、肥満はもう疾病として扱うべきだとの記述がありました。空腹で食べるのではなく、目が脳に指

代表取締役社長 高橋 雷太

示して食べている状況であるそうです。

「動」は運動です。のばす、屈折する、ひねる、の3つの基本動作を毎日5分、10分継続し、五体を動かし、楽しく運動することです。自動車中心の生活をしていると、日々の歩く時間が少ないことに驚きます。消費カロリーが減り、代謝が落ちていきます。人間のからだは動くことを前提に作られていると聞きますので、運動は必須です。

「想」は心の健康です。内観により自己の誕生から現在までを思いおこし、陽転思考と感謝の心で心の健康を維持することです。先代は、本格的な内観を一週間行ったことがあり、生い立ちのころから現在までを3日も4日もかけて思い出し、書き出していく作業をすると、自然と涙があふれ出て、感謝の心が生まれてくると話していました。

これらの教えを守り、弊社の社員はみな健康を維持しています!と宣言したいところですが、先般の健康診断の結果は私も含め、惨憺たるものでした。医療介護にかかるコストはわが国財政の最大の課題です。生活習慣病を持つ人の保険料を上げてはどうかという議論すらあります。一人ひとりが健康管理をし、病気を予防し、元気でいつまでも働けること。これこそが最大の財政再建策であり、次代を担う子供たちへの最大の贈り物ではないでしょうか。皆さまも、「息飲動想」していってほしいです。

税 務 情 報

平成30年度税制改正



『賃上げ・設備投資促進税制』の創設（所得拡大促進税制の改組）

平成30年度改正では、従来の所得拡大促進税制が改組され、新たに『賃上げ・設備投資促進税制』が創設されました。（適用期間：平成30年 4 月 1 日～平成33年 3 月31日までに開始する事業年度）

賃金要件（大企業は賃金要件と投資要件）を満たせば、15%の税額控除が認められ、一定の要件を満たせば、中小企業者等は10%、大企業は5%の税額控除率を上乗せできます。

（いずれも法人税額の20%が上限）

同制度の賃金要件に係る「継続雇用者」の範囲は、改正前と異なり、企業側は継続雇用者1人当たりの平均給与の計算等が不要となります。継続雇用者への給与等の“総額”が対前期比で1.5%（大企業は3%）以上増加していれば、同要件を充足する仕組みとなっています。

★ 賃 金 要 件 ★

以下の式に占める割合が、中小企業者等1.5%（上乗せ措置については2.5%）、大企業3%UP

$$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額}(\times 1) - \text{継続雇用者比較給与等支給額}(\times 2)}{\text{継続雇用者給与等支給額}(\times 1)}$$

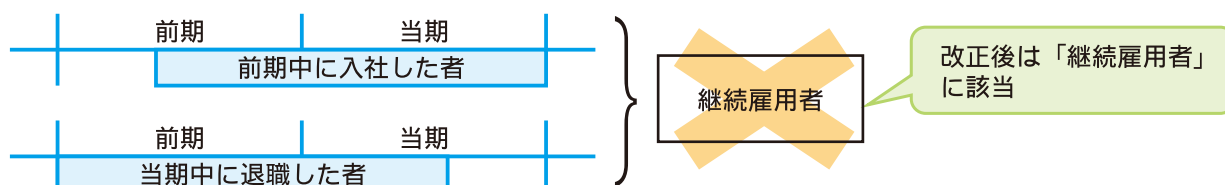
※継続雇用者に対する当期(※1)または前期(※2)の給与等の支給額として政令で定める金額で、継続雇用者のうち“一般被保険者（雇用保険法60の2①ー）”に対する給与等が対象で、“継続雇用制度対象者”に対する給与等は対象外。

POINT! 継続雇用者のカウントが容易に

30年度改正後の賃金要件は、「継続雇用者に対する給与等を基礎に判定」することになっています。

●改正前：継続雇用者＝当期と前期において給与等の支給を受けた国内雇用者(※4)で、“前期中に入社した者”や“当期中に退職した者”が含まれる。

【参考 1】 30年度改正後の「継続雇用者」の範囲



- 改正後**：継続雇用者＝当期と前期において給与等の支給を受けた国内雇用者(※4)で、“前期中に入社した者”や“当期中に退職した者”が**含まれない**。
(当期・前期の**各月全てに在籍**している者が対象)

【参考1】30年度改正後の「継続雇用者」の範囲



改正前よりも、「継続雇用者」の把握・カウントが容易に。



(※4) 法人の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法108条に規定する賃金台帳に記載された者(使用人のみ)。

★ 税額控除率上乘せの一定要件 ★

《中小企業者等》

「賃金要件」の増加割合が2.5%以上であり、かつ、次のいずれかを満たせば、税額控除率を10%上乘せ。

- ① 教育訓練費(※5) $\geq$ 中小企業比較教育訓練費(前期の教育訓練費) $\times$ 1.1倍
- ② 経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことを証明

《大企業》

次の要件を満たせば、税額控除率を5%上乘せ。

教育訓練費(※5) $\geq$ 比較教育訓練費(前期・前々期の教育訓練費の平均) $\times$ 1.2倍

(※5) 「法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する」一定の費用。教材費が除かれている点以外は、基本的に、過去に存在した人材投資促進税制の教育訓練費の扱いと同様。



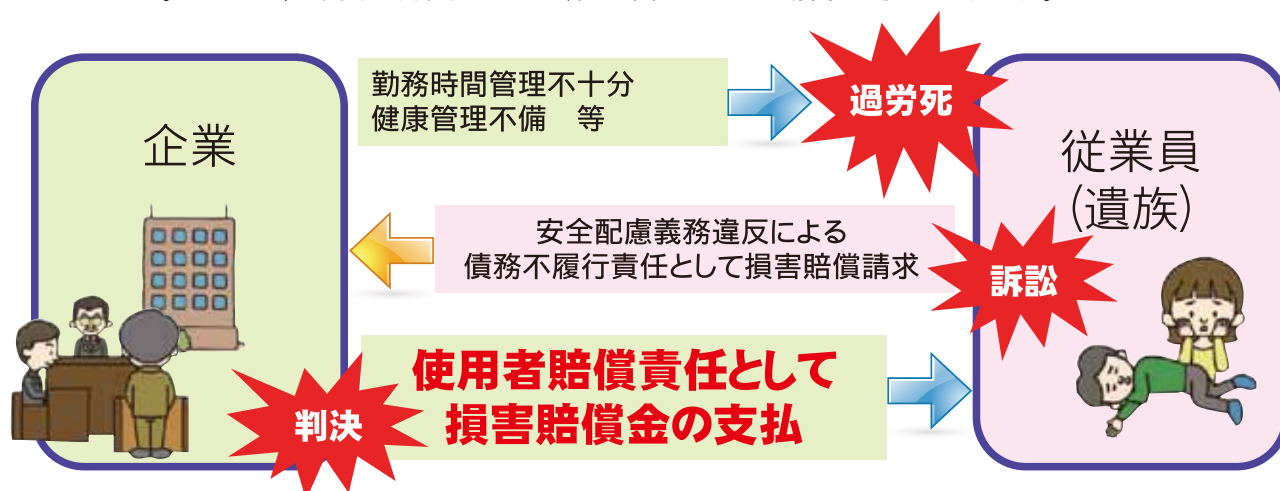
なお、教育訓練費については、経済産業省と中小企業庁のホームページでガイドラインが公表されています。
(担当：高柳)

参考：租税特別措置法42の12の5、経済産業省(平成30年度経済産業関係 税制改正について)、中小企業庁(平成30年度中小企業・小規模事業者関係 税制改正について)、週刊税務通信3499号、3503号

保険トピックス

まさかの労災発生!! 従業員(遺族)から訴えられたら?

ここ数年、長時間労働による自殺者のニュースが、社会問題として大きく取り上げられるようになりました。そこで、今回は労災により会社が訴えられた場合を考えてみます。



使用者賠償責任とは、例えば、自社従業員が過労死またはうつ自殺で労災認定され、企業に安全配慮義務違反による債務不履行責任があるとされたような場合の、遺族に対する損害賠償責任をいいます。実際の判例ではこんなに高額な事例も……

判決金額	業種	判決年	概要
1億8,989万円	製造業	平成20年	異動先での長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる
1億8,700万円	飲食店	平成22年	店長が長時間かつ連続勤務により重篤な障害となる
1億6,524万円	製材業	平成6年	吊った原木が落下して運転手に激突し重篤な障害となる
1億3,532万円	病院	平成14年	研修医が過労により急性心筋梗塞を発症し死亡
1億2,588万円	広告業	平成8年	過剰な長時間労働によりうつ病を発症し自殺
1億1,111万円	食料品製造業	平成12年	過酷な環境と部下指導の悩みからうつ病を発症し自殺
1億700万円	病院	平成19年	麻酔科医師が過労により急性心機能不全を発症し死亡
1億400万円	協同組合	平成21年	労働環境が変化し業務量の増加からうつ病を発症し自殺
9,900万円	建設業	平成21年	現場監督が長時間労働によりうつ病を発症し自殺
9,164万円	建設業	平成10年	現場所長が工期の遅れからうつ病を発症し自殺



労災保険に入っていれば、最低限の保障があるから、大丈夫じゃないの？
保険に入るにしても保険料がいくらになるか心配だ。

労災保険では労働者が死亡した場合、感謝料は補償の対象外となるため、高額な損害賠償に備えることができません。つまり、損害賠償時の感謝料や弁護士費用、逸失利益などは御社の自己負担となります。自動車保険なら、自賠責保険と任意保険で無制限に補償できるようにされている方が多いのに、労災保険だけでは自賠責保険だけに加入しているのと同じようなものです。

どのように企業防衛をしたら良いのか、是非スリー・エルにご相談下さい。



(担当：芦名)

お客様紹介



『自由な空間』であなたに癒しを・・・。

“roi jr hair” はフランス語で『自由な空間』を意味します。カフェのように落ち着いた空間で、日々の疲れを忘れて自分だけのゆったり癒しのサロンタイムをお過ごしください。薬剤も厳選したものを使用しています！経験豊富な実力派スタイリストが、あなたに合った薬剤・施術で希望のスタイルを叶えます。少人数のプライベートサロンです。キッズスペースもありますので、お気軽にお電話ください。



Menu	
・似合わせカット	¥3,500
・THROWカラー	¥4,860
・男性似合わせカット +炭酸スパ	¥4,000



近くの立体駐車場をご利用下さい。

営業時間

10:00～20:00
(日曜日のみ)

10:00～19:00

事前に予約のお電話をお願いします！

〒890-0052

鹿児島市上之園町24-28-2 F

TEL: 099-257-8808

代表・スタイリスト: 末吉 敏 Instagram: roi jr_hair

一般社団法人
足心普及協会

理事長 生野 節子



“何かを変えたい”を実現させる

心も体も開放させるという

「リンパOPENセラピー・経絡開放術師」

の資格を取得してみませんか！

資格認定講座

こんな貴方におすすめです！

- ・サロン開業したい。
- ・転職を考えている。
- ・スキルUPしたい。
- ・収入UPしたい。
- ・自分や家族のために…。

リンパOPENセラピーとは…

足の圧力を使って全身の筋肉をほぐし、リンパを開け、血流・リンパの流れを良くすることを目的とした施術法です。
鹿児島初！
新しい資格取得でやりたい自分を目指してみませんか？

初心者でも安心の
フォロー体制

資格取得後のフォロー体制など人材育成まで備わっていますので安心して開業を目指せます！



鹿児島初の試み！

マッサージをする私たちが、
会社へ訪問!!
(出張サービス)

会社の為に頑張っている社員・スタッフのためにホッとできるひと時の癒しをプレゼントしませんか？(福利厚生の一環としてのご提案です!!)
今の時代だからこそ!! 心と身体にゆとりとご褒美を♡

〒892-0817

鹿児島市小川町2-18 伊瀬知ビル2 F

TEL: 080-4275-0723

URL: http://rinpaopen.jp 担当 湯脇、田中



♪ ライブ参戦のおすすめ ♪

現在のわたしの趣味(?)はライブ参戦♪ ジャンル問わずライブ(コンサート)に行きますが、中でも遠征までしてしまうほどハマっているのは、「ナオト・インティライミ」と言うアーティスト。盛り上げ上手で巻き込み上手！聴く・観る・参加させられるというか自然と参加してる感じ。

私が「ナオト・インティライミ」というアーティストに出逢ったのは6年前。

TVでほんの一瞬見かけただけだったのですが、たまたまその年にツアーで鹿児島に来ることを知り参戦したのが始まり。

なり振り構わず乗せられてる自分に“こんなの初めてえ～ッ!!”って衝撃を受け、即日ファンクラブに入会!! ここまでハマるとは自分でもビックリな出来事でした。



大阪城

水族館 海遊館(天保山)

まず、ツアー全部の抽選から始まり、スケジュールを見て参加できそうな日程・場所を選び申込み。

そして、そのアーティストの楽曲を聴きまくる！これはライブを楽しむための必須条件です。

遠征した場合は、時間があればその土地の観光をしたり。。。

“いい年してえ…”なんて言われたりもしますが、淋しいかなこれが今の唯一の楽しみなのです♪

みなさんも是非ライブへ行ってみてください。何か発見があるかもしれません



(西村 志保)



福岡マリニメッセ



京セラドーム



大阪城ホール

つれづれ草

『人とAI』



萩原 敏和

近年、AIは目覚ましい進化を遂げています。その様子はニュースや新聞でも連日取り上げられ、自動運転技術や生産性向上などさまざまなものに活用されています。このような状況においては今後、人間とAIがどう向き合っていくのかということが課題になってきます。

30年後にはシンギュラリティ（コンピュータが全人類の知性の総和を超えるポイント）を迎えるといわれています。また2030年には、日本の労働人口の約半数が技術的にAIで代替可能という研究結果も出ています。

そのような中一冊の本に出会いました。「人間の未来 AIの未来」という羽生棋士とIPS細胞でノーベル賞を受賞した山中教授の対談です。なぜ棋士はAIに負けたのか、先端医療がすべての病気に勝つ日がくるのか、人間にできてAIにできないことは何かなどをテーマに対談した本です。

棋士は、直感、読み、大局観の3つを使って将棋を指します。一方AIは時系列では処理せず、一手ずつその場面その場面で一番いい手を指します。それには流れがないので人間から見ると不自然であり「AIが対戦した棋譜は美しくない」と感じるのだそうです。

山中教授がIPS細胞を作る過程でも「どうもこの遺伝子があやしい」「この遺伝子を絶対試したい」という勘が働いて成功したそうです。ただ将棋でも研究でも単純な勘ではなく、この勘は自分にも説明できないが過去の経験に基づくなんらかの判断が作用しており、この直感や勘のような「暗黙知」に属することが、AIで数値化できるかどうかが今後の大きなテーマであろうと書いてありました。また情報が膨大であるがゆえに、AIが導き出した結果はプロセスがわからず、例えば医療の現場でAIを使う場合「なぜこの治療法をするんですか」という質問をすると「理由はわかりませんが、確率的に高いからです」ということがおこるようです。AIが出した結果を人間が十分に納得できるかどうかのポイントであろうとも書いてありました。

AIの進歩によって、これまで以上に快適で便利な生活環境が提供されるのではと期待する一方、あまりにも早すぎる進化で「どんな世界になるのだろう」という漠然とした見えない未来への不安があるように思います。ただ、人間は人間にしかできないものをたくさん持っていると思っています。またAIをどのように使うかを決めるのも人間であり、その判断は人間の知であったり心であったりするのではないかと思います。人間的な感性を磨くこと、変化を恐れず新しいことを学ぶ姿勢を忘れずにいることが未来永劫大事なのだろうとこの本を読んで感じることでした。



生命保険・損害保険のお見積・リスク診断お受けいたします。
お気軽にご相談下さい！

株式会社 スリー・エル鹿児島支店 (株)吉田経営 内
TEL (099) 248-5710 FAX (099) 248-5715

YMC杯 ゴルフコンペのご案内

開催日：平成30年10月6日(土)

開催場所：霧島ゴルフクラブ

今年も開催いたします。

皆様ふるってご参加ください。

詳細につきましては、担当者より案内いたします。



編集後記

暑中お見舞い申し上げます。

皆さん、夏の計画はもう立てましたか？

私は先日、数年ぶりに浴衣を新調しました。

そこで、この夏は浴衣でお出かけしよう！と今友人たちとイベントを計画中です。

暑くて精神的にも疲れやすいこの時期ですが、ちょっとした楽しみがあれば元気に乗り切れる気がします。皆さんも楽しい夏をお過ごし下さいね。(米田 祥子)

